

たよれーるAzureCSP サービス案内

【付帯条項】

第1条（適用）

1. 以下の付帯条項（以下「本付帯条項」といいます。）は、「SaaS・ASPサービス利用約款」（以下「原約款」といいます。）に付帯して適用されるものとします。
2. 本付帯条項と原約款の内容が相違する場合は、本付帯条項を優先するものとします。
3. 前項の場合を除き、原約款の条項が適用されるものとします。
4. 本付帯条項において別段の定めのない限り、用語の定義は原約款の定めに従うものとします。
5. 乙は、本サービス案内を隨時変更することができるものとし、甲はこれに同意するものとします。

第2条（用語の定義）

本付帯条項において次の各号の用語の意味は、当該各号に定める通りとします。

- (1) 「提供元」とは、マイクロソフト顧客契約（Microsoft Customer Agreement 以下、MCAと言います）上の「マイクロソフト」と定義される提供元をいいます。
- (2) 「本サービス」とは、MCAに基づいて提供元が次AzureCSPとして提供するクラウドサービス（以下「Azure」といいます。）、およびAzureに関する乙提供の管理者向け問い合わせサービスをいいます。
- (3) 「MCA」とは、第4条記載のURLに提示される提供元が定めるAzureを含むクラウドサービスに関する利用規約をいいます。

第3条（Azureのサービス内容）

本サービスとして提供される機能は、提供元が日本国内向けのAzureCSPサービスとして提供しているものと同一とします。

第4条（Azureのサービス提供条件）

本サービスを契約するにあたり、甲はMCA上の契約者となることに同意するものとします。

また、本サービスを使用するにあたり、提供元が公開している全ての提供条件に、甲は同意するものとします。

<マイクロソフト顧客契約（MCA）>

<https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement>

2. 甲は、乙が本サービスの提供およびサポートに必要とするマイクロソフトオンラインサービスの代理管理権限を承認し、付与するものとします。なお、本サービス内容の追加、変更に伴い、甲が乙に代理管理権限の付与を承認する範囲も追加、変更される場合があります。この場合、追加、変更が必要な時点で、再度甲は乙に対する代理管理権限の付与を承認する必要があります。この権限の付与が行われない場合、乙が適切なサポートができなくなることを甲は了承するものとします。

代理管理権限に関する概要（<https://learn.microsoft.com/ja-jp/partner-center/gdap-introduction>）

第5条（管理者向け問い合わせサービス）

甲の管理者は、乙に対し、本サービスの操作方法等に関する問い合わせを、Eメール・乙指定の問い合わせフォーム、および平日の9:00～18:00での電話にて実施できるものとします。サポート条件は以下の通りとします。

- (1) 原則一問一答での問い合わせ対応となります。
- (2) 問い合わせは、原則として要件をお伺いしたうえでマイクロソフト社へサービスリクエスト(SR)を発行し、その回答を甲に引き渡します。甲に引き渡す回答は、マイクロソフトの回答原文通りとなります。
- (3) 問い合わせの受付範囲は、マイクロソフト社が提供するAzureサービスの設定、設定変更の受付および障害や稼働状況確認等の運用になります。計画、設計段階のサービス仕様の問い合わせは範囲外になります。
- (4) 障害に関する問い合わせの対応は、Azureサービスに関する内容のみになります。Azureサービス上で稼働しているOSやアプリケーションは対象外になります。また、AzureサービスへアクセスしているPCに起因する障害は、原因切り分けまでが対応範囲になります。
- (5) 設定手順一般についての問い合わせは、メーカー公開情報等の案内になります。
- (6) 乙が構築したシステムは、別途個別に取り交わす保守契約内容をもとに対応します。

第6条（利用料金および支払い方法）

本サービスの利用料金は、特定の定めのない限り提供元が決定したサービスの標準の利用金額に準じるものとします。

甲は乙に対し、当該料金に消費税を加えて支払うものとします。なお提供元が決定する利用金額は、予告なく変動する可能性があり、また、提供元が利用金額を変更していくなくても、為替変動などの事由によって、甲の支払う利用料金を算出する根拠となる金額が変動する可能性があることについて、甲は同意するものとします。

提供元が決定したサービスの標準の利用金額および為替レートは、乙の指定するWebページにおいて提示するものとします。

2. 甲は、甲がAzurePortalで設定可能なパートナー管理リンクは、乙以外の企業のIDを登録しないものとします。

3. 前項の定めに反し、パートナー管理リンクに乙以外の企業のIDを登録したり、乙を削除した場合、

第1項で定める利用料金の算定に影響を与え、本サービスの利用料金が変更される可能性があります。

この場合、甲は、当該利用料金変更にかかる不利益を享受し、乙に一切の異議を述べず、

乙が請求した利用料金を支払うものとします。

パートナー管理リンクに関する公開資料

<https://docs.microsoft.com/ja-jp/azure/cost-management-billing/manage/link-partner-id>

4. 特定の地域と商品の一定期間の利用期間を予約して割引を行う予約の提供に関しては、甲は乙が独自に定めた利用金額を支払うものとします。乙は、予約対象と異なるサービスの予約を行った場合は予約割引の利益を享受できることに加えて、予約費用が予約期間中発生すること、予約期間中に予約対象だったサービスの変更を行った場合は、予約割引の利益を放棄したうえで予約費用を予約期間中支払うことに対応するものとします。

5. 一度設定した予約を途中で中断することはできないことに、乙は同意するものとします。また、予約期間中に本サービス自体の解約を行うなどして、提供元から乙に違約金の請求があった場合は、甲はその違約金と同額を乙へ支払うものとします。

第7条（利用期間）

本サービスには、最低利用期間はありません。

第8条（解約）

甲が本サービスを解約する場合は、Azure上にある全てのプログラムおよびデータは、甲の責任により解約までに移行もしくは消去するものとします。

以上

第1版	20180831
第2版	20190205
第3版	20190705
第4版	20191231
第5版	20210714
第6版	20210901
第7版	20230701
第8版	20230831
第9版	20240520